

特別共同研究事業のご案内

1 趣旨

特別共同研究事業は、外部の企業などから資金を提供していただき、筑波大学内で共同で研究を行うものです。そこでは企業等から資金のほかに研究者などを受け入れて、筑波大学の教員と企業等からの研究者とが対等の立場で共通の課題について共同して研究を行うことによって、優れた研究成果が生まれることを促進する制度です。

この制度によって筑波大学は、社会の多様な要請に応じて、社会の発展に資する学問領域の研究拠点を産業界と共同して大学内に長期的に確保し、協働することにより、研究の充実と社会に貢献することを目指します。

2 特徴

特別共同研究事業は、筑波大学と企業等とが協議しながら研究を行い、企業等の研究者を本学が雇用することにより、柔軟かつ迅速に研究活動を運営することを特徴とし、従来の共同研究に比べより高い研究力が確保できます。

* 共同研究と特別共同研究事業の違い(主な特徴)

【共同研究】

ア 法人における共同研究 法人において、企業等から研究経費等を受け入れて、大学教員等が、当該企業等の研究者と共通の課題について共同して行う研究です。

イ 法人及び企業等における共同研究 法人及び企業等において共通の課題について分担して行う研究で、法人において、企業等から研究経費等を受け入れるものです。

【特別共同研究事業】

- ・共通の研究課題のもと、企業等研究者と本学研究者が大学内の研究施設(アンダーワンルーフ)で共同研究を展開します。
- ・研究経費により、企業等研究者を教員等として雇用します。
- ・雇用された教員は、相互合意により、当該組織の人材育成(教育)に参画することができます。

3 組織構成(例)

特別共同研究事業



筑波大学

研究者・施設・設備等の提供

企業等

資金・研究者・研究資料等の提供

- ・2年から5年以内の設置
- ・共同研究に専念
- ・知的財産の活用を重視した取り決め
- ・企業等と大学が協議して運営

雇用された教員は、企業等との合意により、当該組織の人材育成(教育)に参画することが可能

(組織構成例)

教授又は准教授 1名 准教授～助教 1名
本学研究者・企業研究者、ポスドク、大学院生、兼任教授
・准教授、事務員など



4 概要

概 要	研究分野	人文・社会・自然科学のいずれの分野でも、またはこれらを通じた学際的領域を研究対象にすることができます。また筑波大学の系・センター、附属病院など、どの部局でも設置できます。
	名 称	設置する部局によって「〇〇共同研究事業」または「〇〇共同研究部門」とし、共同研究の内容等に相応した適切な名称としますが、企業等の意向を踏まえ企業名が明らかとなる名称を付けることができます。
	構 成	特別共同研究事業は、常勤の教職員から構成されます。その他に必要により非常勤の教職員も参加できます。 研究者としてポスドク、大学院生を参加させることにより、研究の推進と同時に若手研究者の訓練の場、活躍の場となることを期待しています。従来の共同研究と同様に企業等から派遣される研究員も参加できます。
	実施期間	特別共同研究事業の存続期間は、2年か5年以内とします。延長することもできます。
	研究経費等	研究経費の使途として、従来の共同研究で必要な費用の他に、研究のために必要な研究場所の使用料、および教職員の人件費を含めることにより、研究場所と教職員の確保を図ります。 また、共同利用施設の整備、知的財産の管理運用、各種契約業務のための経費として、 産学官連携推進活動経費等(20%) をご負担いただきます。
設置の 手続	<ol style="list-style-type: none">① 企業等から筑波大学に特別共同研究事業設置の申し込みをいただきます。提出書類は「特別共同研究事業申込書」、提出先は、産学連携部産学連携企画課 民間資金・学術指導契約係または設置ご希望の部局の共同研究窓口にお願いします。② 学長が部局長と協議し、受入れを決定します。③ 出資企業と筑波大学の間で、「特別共同研究事業契約」を締結します。	

5 実施日 平成26年12月1日

6 ご相談窓口

筑波大学 産学連携部産学連携企画課 民間資金・学術指導契約係

<http://www.sanrenhonbu.tsukuba.ac.jp>

〒305-8550 茨城県つくば市春日1-2

T E L : 029-859-1624

F A X : 029-859-1693

E-mail : kyo-dok@ilc.tsukuba.ac.jp